



整理番号 0401

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

24 D31-04-10

会員番号  
\*\*\*\*\_\*\*\*\*\*\_31003

ご請求金額	
決済日	2019年4月10日
決済金融機関	
口座番号	



870-0885  
大分県 大分市 南太平寺 24  
ラポール羽屋 402

上記金額にてご指定の  
金融機関口座より自動  
引き落としさせていた  
だきます。

木田 昇 様

3月14日 エーエスエー 新聞購読料 3,093  
通信販売/購読料等

事業名、使途及び内容等

資料購入費・新聞購読料 (朝日新聞 3 月分) <支出額> 3,093円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( )円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( )円

整理番号 0402

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

19-04-25 200 \*108,000 借入

事業名、用途及び内容等

<支出額> 賃借料  
108,000円

事務所費・事務所賃借料  
( 4 月分)

<支払先>

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 1 / 2 )

あん分による政務活動費の充当額 ( 54,000円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 貸室賃貸借契約書

賃貸人

と賃借人 木田 昇

との間に、次のとお

り貸室賃貸借契約を締結します。

第一条 (目的貸室の表示) 賃貸人はその所有する次に表示の貸室を賃借人に賃貸し、賃借人

はこれを賃借することを約します。

貸室の所在場所 大分市羽屋三一二

鉄筋造 葺 建 三 階

一室 豊 (赤土所 号室)

第二条 (賃貸借期間) 賃貸借の期間は 平成二十七年 五月 一 日から

平成三十一年 五月 一 日までの 四 年間とします。

第三条 (賃料) 賃料は毎月金 五万八千円 円也とし、賃借人は毎月二十五日

までに 当 月分を賃貸人の住所に持参して支払うものとします。ただし、その賃

料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の貸室料金との比較等により不相当とな

ったときは、賃貸人は、契約期間中であっても、賃料の増額を請求することができるものとします。

壹か月未満の賃料は日割計算とします。

第四条

(敷金) 賃貸人は敷金として金 五〇〇〇〇〇  
けるものとしします。

円也を賃借人から申し受

第五条

(使用目的) 賃借人は、貸室を  
途に使用してはなりません。

専ら

の目的で使用し、他の用

第六条

(転貸等の禁止) 賃借人は、賃借権を譲渡し、もしくは本件貸室を転貸し(同居、共同使用等事実上賃借権の譲渡、転貸と同様の結果となるすべての場合を含む)、または賃貸人の承諾なしに造作、改造、模様替え等をしてはなりません。

第七条

(当然消滅) 本件貸室が、火災その他の災害で大破または滅失したときは、本契約は、催告その他の手続をしないで、当然消滅するものとしします。

第八条

(契約解除) 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することができるものとしします。

一、 式か月分以上賃料の支払いを怠ったとき。

二、 賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。

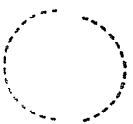
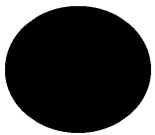
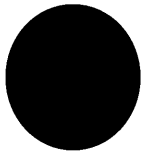
三、 第六条の規定に違反したとき。

四、 長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないと認められるとき。

五、 その他本契約に違反したとき。

第九条

(賃借人の解約申入れ) 賃借人は賃貸人に対して壹か月の予告をもって本契約の解約



五、その他本契約に違反したとき

第九条 (賃借人の解約申入れ) 賃借人は賃貸人に対して壹か月の予告をもって本契約の解約

を申し入れることができます。ただし、賃借人は予告に代え壹か月分の賃料相当額を賃借人に支払って即時に解約することができます。

第十条 (使用上の注意) 賃借人は、貸室内において危険、不潔、その他近隣の迷惑となるべき行為をしてはなりません。

第十一条 (損害賠償等) 賃借人(その家族を含む)の責に帰すべき事由によって貸室を破損したときは、賃借人は、すみやかにこれを原状に回復し、または損害の賠償をするものとします。

第十二条 (電気の使用料等) 電気、ガス、水道等の使用料は、賃借人の負担とし、その実費を賃貸人の定めた方法で賃貸人に支払うものとします。

第十三条 (延滞賃料等への充当等) 敷金には利息をつけないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠ったとき、または第十一条の損害賠償金額を支払わなかったときは、賃貸人は敷金をもってその弁済に充当することができるものとします。

第十四条 (敷金の返還) 賃貸人は、賃貸借契約が終了し、賃借人から建物の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料または第十一条の損害賠償金額があるときはこれらを差し引いてその残額を返還するものとします。

第十五条 (移転料等の不請求) 賃借人は、本件貸室の明渡しに際し、賃貸人に対し、移転料その他これに類する金銭上の請求をしないものとします。

第十六条 (連帯保証) 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃貸人に対する賃借人の一切の債務について保証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。

第十七条 (合意管轄) この契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

第十八条 (特約事項)

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書二通を作成し、各自署名押印のうえ、各壹通を所持します。

二十七年 五月 一日

賃貸人 現住所

氏名



賃借人

現住所

大分県中津市千早  
ラポール羽屋 租

氏名

木田 昇

連帯保証人

現住所

氏名

印





整理番号

0501

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

01-05-07 100

\*3,565 オイタクウツウシツ

事業名、用途及び内容等

資料購入費・新聞購読料  
(大分合同新聞 4 月分)

<支出額>

3,565円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号 0502

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

01-05-07 100 \*3,093 マイシティファンムカ

事業名、用途及び内容等

資料購入費・新聞購読料 (毎日新聞 4 月分) <支出額> 3,093円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )  
 あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号 0503

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

**HOWA CASH SERVICE**  
ご利用明細

皆様ご利用いただきありがとうございます。

お取引種別 支店番号 残番 ご利用年月日  
 お振込 0051AU701-05-10

振込先  
 000002

お取引金額 ¥4,000

手数料 ページ 時分  
 3164 0947

お取引後残高

振込手数料 ¥324

**HOWA BANK**  
09-77

事業名、用途及び内容等	<支出額> 4,000円 手数料 324円 <支払先> 合計4,324円 連合大分事務局 会長 佐藤 貴人
調査研究費・参加経費 (人権社会確立第39回全九州研究集会)	
あん分による充当の場合	
あん分の率 ( )	
あん分による政務活動費の充当額 ( ) 円)	
一部のみ打切り充当した場合	
政務活動費充当額 ( ) 円)	

整理番号 0504

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

D01-05-10



.....  
 会員番号  
 \*\*\*\*\_\*\*\*\*\*-31003

ご請求金額	
決済日	2019年5月10日
決済金融機関	
口座番号	

870-0885  
 大分県 大分市 南太平寺 24  
 ラポール羽屋 402

上記金額にてご指定の  
 金融機関口座より自動  
 引き落としさせていた  
 できます。

木田 昇 様

4月13日 新聞代他 3,093  
通信販売/購読料等

事業名、使途及び内容等	
資料購入費・新聞購読料 (朝日新聞 <u>4</u> 月分)	<支出額> 3,093円
あん分による充当の場合	
あん分の率 ( )	
あん分による政務活動費の充当額 ( )	円
一部のみ打切り充当した場合	
政務活動費充当額 ( )	円

整理番号	0505
------	------

## 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

2219-05-24 | 200 | \*108,000 | 借入金 |

事業名、用途及び内容等

<支出額> 賃借料  
108,000円

事務所費・事務所賃借料  
( 5 月分)

<支払先>

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 1 / 2 )

あん分による政務活動費の充当額 ( 54,000円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 貸室賃借契約書

賃貸人 [REDACTED] と賃借人 木田 昇 との間に、次のとおり貸室賃借契約を締結します。

第一条 (目的貸室の表示) 賃貸人はその所有する次に表示の貸室を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。

貸室の所在地 大分市羽屋3の2

鉄筋造 葺 建 三階

一階二室 畳 (事務所)

第二条 (賃借借期間) 賃借借の期間は平成三十一年四月三十日から令和四年4月二十九日までの四年間とします。

第三条 (賃料) 賃料は毎月金壹〇八〇〇〇円也とし、賃借人は毎月二十五日までに当月分を賃貸人の住所に持参して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の貸室料金との比較により不相当となつたときは、賃貸人は、契約期間中であつても、賃料の増額を請求することが出来るものとします。

毎月金未満の賃料は日割計算とします。

第四条 (敷金) 賃貸人は敷金として金壹〇八〇〇〇円也を賃借人から申し受けるものとします。

第五条 (使用目的) 賃借人は貸室を事務所の目的で使用し、他の用途に使用してはなりません。

第六条 (転貸等の禁止) 賃借人は、賃借件を譲渡し、もしくは本件貸室を転貸し(同居、共同使用等事実上賃借権の譲渡、転貸と同様の結果となるすべての場合を含む)、または賃貸人の承諾なしに造作、改造、模様替え等をしてはなりません。

第七条 (当然消滅) 本件貸室が、火災その他の災害で大破または滅失した時は、本契約は、催告その他の手続をしないで、当然消滅するものとします。

第八条 (契約解除) 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することができるものとします。

一、 毎月金分以上賃料の支払いを怠つたとき。

二、 賃料の支払いをしはしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。

三、 第六条の規定に違反したとき。

四、 長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないと認められるとき。

五、 その他本契約に違反したとき。

第九条 (賃借人の解除申入れ) 賃借人は賃貸人に対して毎月金の予告をもって本契約の解約を申し入れることができます。ただし、賃借人は予告に代へ毎月金の賃料相当額を賃貸人に支払つて即時に解約することができます。

第十条 (使用上の注意) 賃借人は、貸室内において危険、不潔、その他近隣の迷惑となるべき行為をしてはなりません。

第十一条 (損害賠償等) 賃借人(その家族を含む)の責に帰すべき事由によつて貸室を破損したときは、賃借人は、すみやかにこれを原状に回復し、または損害の賠償をするものとします。

第十二条 (電気の使用料等) 電気、ガス、水道等の使用料は、賃借人の負担とし、その実費を賃貸人の定めた方法で賃貸人に支払うものとします。

第十三条 (延滞賃料等への充当等) 敷金には利息をつけないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠つたとき、または、第十一条の損害賠償金を支払わなかつたときは、賃貸人は敷金をもつてその弁済に充当することができるものとします。

第十四条 (敷金の返還) 賃貸人は賃貸借契約が終了し、賃借人から建物の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料または第十一条の損害賠償金額があるときはこれらを差し引いてその残額を返還するものとします。

第十五条 (移転料等の不請求) 賃借人は、本件貸室の明渡しに際し、賃貸人に対し、移転料その他これに類する金銭上の請求をしないものとします。

第十六条 (連帯保証) 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃貸人に対する賃借人の一切の債務について保証人、賃借人と連携して履行の責を負うものとします。

第十七条 (合意管轄) この契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所お第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

第十八条 (特約事項)

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書二通を作成し、各自署名

押印のうえ、各壹通を所持します。

平成三二年四月三十日

賃貸人 現住所

氏名

賃借人

氏名

連帯保証人

氏名

現住所 大宮市南宮区大宮二丁目一丁目 402  
氏名 木田 昇

整理番号

0506

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

01-05-27 100

\*3,565 オイロコウトウシツ

事業名、使途及び内容等

資料購入費・新聞購読料  
(大分合同新聞 5 月分)

<支出額>

3, 5 6 5 円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)



整理番号 0507

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

01-05-27 100

\*3,093 マイコンファンムカ

事業名、使途及び内容等

資料購入費・新聞購読料  
(毎日新聞 5 月分)

<支出額>

3,093円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)



整理番号 0601

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

キャッシュサービスご利用明細票

毎度ご利用いただきましてありがとうございます。  
ご利用の明細は、下記の通りでございます。どうぞお確かめ下さい。

取扱日	01-06-05	取扱店・振替番号	0004001	ご利用内容	お振込み
取引銀行		取引店		口座番号	
お取扱金額(枚)		お取引金額			
万円	五千円	千円	¥791,915		
五百円	百円	五十円	手数料 ¥162		
十円	五円	一円			
元 帳 残 高					
*****					
ご案内・お受取人					
[Redacted]					
ユ) チュウオウインサツ 様					
ご依頼人					
キタノ ノボル 様					
電話番号 097-543-03					
取引時刻 14:26 振込日					
振込通番 000107					
L 003794					
大分銀行					
式税申告納 印に字をき大分 *****					

事業名、使途及び内容等	<支出額>	791,915 円
	手数料	162 円
広聴広報費・広報紙・送付用封筒印刷代 ・発送作業費・広報紙発送費	<支払先>	792,077 円
		有限会社 中央印刷
あん分による充当の場合		
あん分の率 (96/100)		
あん分による政務活動費の充当額	(	760,393 円)
一部のみ打切り充当した場合		
政務活動費充当額	(	円)

整理番号 0602

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

21 D01-06-10



会員番号  
\*\*\*\*\_\*\*\*\*\*-31003

ご請求金額	
決済日	2019年6月10日
決済金融機関	
口座番号	

870-0885  
大分県 大分市 南太平寺 24  
ラポール羽屋 402

上記金額にてご指定の  
金融機関口座より自動  
引き落としさせていた  
できます。

木田 昇 様

5月14日 新聞代他  
通信販売/購読料等

3,093

事業名、用途及び内容等

資料購入費・新聞購読料  
(朝日新聞 5 月分)

<支出額>

3,093円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

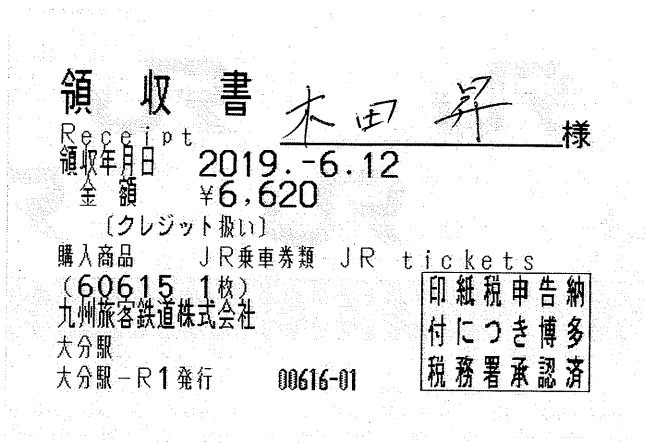
一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号 0603

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



<p>事業名、使途及び内容等</p>	<p>&lt;支出額&gt; 6,620円</p>
<p>調査研究費・交通費 (地方議員研究会)</p>	<p>&lt;支払先&gt; 九州旅客鉄道(株)</p>
<p>あん分による充当の場合</p>	
<p>あん分の率 ( ) あん分による政務活動費の充当額 ( )円</p>	
<p>一部のみ打切り充当した場合</p>	
<p>政務活動費充当額 ( )円</p>	

整理番号 0604

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

木田 昇 様 2019年6月13日

★ ￥30,000-

但し 研修会受講代として

上記正に領収いたしました

一般社団法人地方議員研究会

〒532-0004

大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639

TEL 06 (7878) 6297



事業名、使途及び内容等	〈支出額〉 30,000円
調査研究費・受講代 (地方議員研究会)	〈支払先〉 一般社団法人 地方議員研究会
あん分による充当の場合	
あん分の率 ( )	
あん分による政務活動費の充当額 ( )	円)
一部のみ打切り充当した場合	
政務活動費充当額 ( )	円)

# 政務活動費（**県外**・海外）調査研究報告書

会 派 名 県民クラブ

日 程	令和元年6月13日（木） 10時00分～16時30分
場 所	福岡市博多区博多駅東1丁目16-14 リファレンス駅東ビル
相手方	地方議員研究会
参加議員 氏 名	木 田 昇
	<p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域公共交通特別講座の聴講</li> <li>・ 講座1 「地域公共交通の基礎知識と街づくりへの活用」</li> <li>・ 講座2 「CASE・Maasで変わるこれからの地域公共交通」</li> <li>・ 講師（講座1・2） 早稲田大学スマート社会技術融合研究機構・          電動車両研究所 研究院 客員准教授          井原 雄人 氏</li> </ul>
	<p>(内容)</p> <p>&lt;講座1&gt;</p> <p>はじめに、講師自身が自動車運転免許を持っておらず、よって公共交通の重要性・必要性をより実感できる立場にあることが紹介された。講座の概要は次のとおりであった。</p> <p>地域公共交通は街づくりの手段であり、地域の資源（観光や高齢化に伴う地域の課題など）と組み合わせることで、街づくり全体の課題としてとらえなくてはならない。</p> <p>①地域公共交通の現状と地域公共交通活性化再生法について          人口減少やモータリゼーションの進展で、利用者減と路線縮小による公共交通のサービス低下が負のスパイラルの状況にある。（燃料費の高騰、運転手不足など事業者側も運営が厳しい状況にある）          地域公共交通活性化再生法の定義では、国・地方自治体・交通事業者に地域公共交通を守る責務はないとされ、利用者も含めた関係者が連携して取り組むことが必要とされている。</p> <p>②地域に合わせた交通の選択肢          自家用有償旅客運送の運行主体は、自治会やマンション管理組合などの法人格を有しないものも可能とされている。（近年はマンション販売宣伝時に近くの駅までの送迎サービスを謳うところもある）          自家用有償旅客運送の現状では、福祉有償が大半を占めているが、過疎地域や交通空白地域の拡大に伴い、市町村有償も導入事例が増えてきている。          （運賃で事業収入を賄える事例は少なく、多くは公的補助に頼っている）</p> <p>③Within one mileの街づくりに与える効果の事例          高齢化社会・脱車依存、交通空白地域の拡大が進むなか、最初の公共交通機関の出発地（バス停・駅）への移動手段が課題となっている。（瀬戸市でのコミュニティ交通導入の事例を紹介。乗車率も高く成功例とされる）          Within one mileのコミュニティを巡る交通手段（コミュニティ交通）を通じて地域の活性化に寄与。（地域内の商店街の利用促進、高齢者のお出かけ促進、車両内や停留所が新たな社交の場となる）</p> <p>&lt;講座2&gt;</p> <p>前置きとして、「今の地域公共交通を代替する自動運転は本日ご出席の議員皆さんの任期中には実現しません」との説明があった。</p> <p>①電動車両や自動運転などの次世代車両技術の概要          CASEとは「Connected、Autonomous、Shared&amp;Services、Electric」のこと。次世代自動車の今後（2030年）の導入目標では、プラグインハイブリッドと電気自動車の普及・拡大が中心となっている。          自動運転の実現に向けたロードマップでは、LEVEL4（特定の場所ですべての</p>

目的・内容  
・成果等

操作が完全に自動化)を達成し、世界一安全で円滑な道路交通社会を実現できるのは2030年とされている。(それまでは市街地自動走行は不可能)  
次世代車両の開発・普及において環境性を高めれば、経済性・利便性を低下させる。また、自動運転の開発・普及において车速を抑えれば、安全性を高めることはできるが、利便性を低下させることになる。これら相反する様々な価値要素を、社会でどのようなバランスで整理するのが非常に難しい。

②公共交通オープンデータを活用したICT技術との連携  
国際的に広く利用されているバス情報の共通フォーマットである、GTFS (General Transit Feed Specification)を普及させなければならない。  
(日本の現状では、事業者ごとに情報がバラバラに使用されている)  
GTFSリアルタイム形式には、運行情報を含めることができ、災害時や大規模イベント開催時等で、運休・迂回・増発等の情報を利用者に伝えることができる。(GTFSの整備は、九州では福岡県と佐賀県の一部のみ)

③MaaSによる地域公共交通の活性化  
MaaSとは「Mobility as a Service」のことで、出発地から目的地までの移動をひとつのサービスとして提供することにある。(複数の移動手段の検索、予約、決済を一括して行う。観光案内・食事の予約等も付随)  
国際的には欧米の都市を中心にMaaSが導入されている。なお、導入においては、「大都市型」「大都市近郊型」「地方都市型」「地方郊外・過疎地型」「観光地型」に分類し、各地域の特性に応じた検討が必要である。

④新たな公共交通の選択肢  
ライドシェアと言っても複数の概念がある。Ride Hailing(旅客事業者によらない車の呼び出しサービス)やCar Pooling(同一方向の通勤等に利用する予約サービス)のほか、配車アプリ・相乗りアプリもある。  
国際的には料金形態も様々で、ダイナミックプライシング(閑散・繁忙期による料金の違い)や定額パッケージ料金(鉄道、バス、タクシーが定額で乗り放題)などもある。  
近年、日本のタクシー料金も多様化しており、事前確定運賃(乗る前に地図上の予測で運賃を算出)、相乗りタクシー、変動迎車料金(繁閑変動)、定額タクシー(回数券)等が見られるようになった。

(成果)

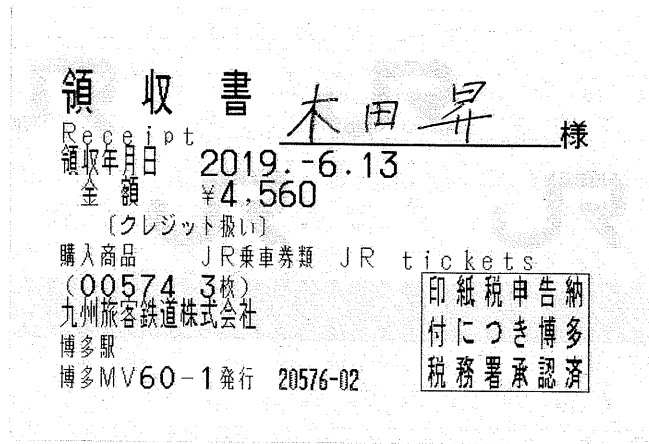
今回の講座は、地域公共交通の現状や課題、電気自動車や自動運転などの次世代車両技術についてや、これからの地域公共交通の展開を新たなビジネスチャンスと捉えること等を中心とする内容であった。  
現在、人口減少や過疎化が進むなか、地域公共交通の機能の衰退による「買い物弱者」や「通院困難者」が増加する一方、高齢ドライバーによる重大事故の多発など、住民の移動手段の確保は大きな課題となっている。  
ネットワークコミュニティの構築で地域の暮らしを支えようとする本県においてもこれらの課題は同様の状況であり、今後の地域公共交通の在り方については、県議会の場で大いに議論されなければならない内容であることから、本講座の受講を希望したところである。  
公共交通の空白人口は全国で700万人を超え、さらなる増大が予測される。また、従来の公共交通空白地は過疎地域を中心としていたが、近年は旧ニュータウン居住者の高齢化による新たな空白地の拡大が顕著となっている。  
こうしたことから、地域公共交通の在り方は単に中山間地だけでなく、大分市等の都市部も含めて検討されなければならない全県的な課題だと言える。  
こうした状況下、全国的にコミュニティバスや自家用有償旅客運送の導入が広がりを見せているが、運営財源の問題(ほとんどが赤字で公的補助で補填)や輸送の安全確保等の課題を抱えている。  
国際的には、住民の交通権(移動する権利)が法で保障される国もあるとのことであった。今日の状況下、わが国の交通政策においても、もっと積極的な政策・財政投資があつて良いのではないかと感じたところでもある。  
本県の観光で、二次交通は大きな課題である。例えば、大分空港から富貴寺へのルートをスマホのアプリで検索しても「最寄りの駅はない」と表示される。本講座で示された「MaaS」は、本県でも検討されなければならない。  
今回の講座では、他県での様々な地域公共交通の取り組み事例も紹介され、議会での議論における参考となった。街づくりの手段でもある地域公共交通を研究することは、今後の議会活動につながる意義あるものであった。



整理番号 0605

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



<p>事業名、用途及び内容等</p>	<p>&lt;支出額&gt; 4,560円</p>
<p>調査研究費・交通費 (地方議員研究会)</p>	<p>&lt;支払先&gt; 九州旅客鉄道(株)</p>
<p>あん分による充当の場合</p>	
<p>あん分の率 ( )</p>	
<p>あん分による政務活動費の充当額 ( )</p>	<p>円)</p>
<p>一部のみ打切り充当した場合</p>	
<p>政務活動費充当額 ( )</p>	<p>円)</p>

整理番号 0606

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

419-06-25 | 200 | \*108,000 | 借入金

事業名、使途及び内容等	<支出額> 賃借料 108,000円
事務所費・事務所賃借料 （ 6 月分）	<支払先> 

あん分による充当の場合

あん分の率 （ 1 / 2 ）

あん分による政務活動費の充当額 （ 54,000円 ）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 （ 円 ）

整理番号 0607

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

01-06-27 100 \*3,565 オオイトコウトウシツフ

事業名、使途及び内容等

資料購入費・新聞購読料 (大分合同新聞 6 月分) <支出額> 3,565円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )  
 あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号 0608

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

01-06-27 100

\*3,093 マイシティファン カ

事業名、用途及び内容等

資料購入費・新聞購読料 (毎日新聞 6 月分) <支出額> 3,093円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )  
 あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)



整理番号

0701

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

D01-07-10



.....  
 会員番号  
 \*\*\*\*\_\*\*\*\*\*-31003

ご請求金額	
決済日	2019年7月10日
決済金融機関	
口座番号	

870-0885  
 大分県 大分市 南太平寺 24  
 ラポール羽屋 402

上記金額にてご指定の  
 金融機関口座より自動  
 引き落としさせていた  
 できます。

木田 昇 様

6月14日 新聞代 他  
 通信販売/購読料等

3,093

事業名、使途及び内容等

資料購入費・新聞購読料

(朝日新聞 6 月分)

<支出額>

3,093円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号 0702

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

919-07-25 200 \*108,000円 借入金

事業名、使途及び内容等

事務所費・事務所賃借料 (7月分) <支出額> 賃借料 108,000円 <支払先> [REDACTED]

あん分による充当の場合

あん分の率 (1 / 2)  
 あん分による政務活動費の充当額 (54,000円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

整理番号

0703

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

01-07-29 100

\*3,565 オイタクウツウシフ

事業名、用途及び内容等

資料購入費・新聞購読料  
(大分合同新聞 7 月分)

<支出額>

3,565円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)



整理番号 0704

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

01-07-29 100 \*3,093 マイニチシブツン ムカ

事業名、使途及び内容等

資料購入費・新聞購読料 (毎日新聞 7 月分) <支出額> 3,093円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )  
 あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

## 政務活動費会計帳簿

会派名 県民クラブ

議員名 木田 昇

【令和元年8月分】

日	摘 要	収入額	支出額	残 額	内 訳 (使 途 項 目 別)										領収書 番 号	備考		
					調査研究費	研修費	広聴広報費	講演 座 談 等 活 動 費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費			その他	
	前月繰越		0	△ 260,901														
9	交通費 (地方議員研究会)		74,780	△ 335,681	74,780												0801	
13	資料購入費 (朝日新聞7月分)		3,093	△ 338,774							3,093						0802	
15	概算委託料 (8月分)	200,000	0	△ 138,774														
22	広報紙配布料		8,467	△ 147,241				8,467									0803	
23	事務所賃借料 (8月分)		54,000	△ 201,241								54,000					0804	
27	資料購入費 (合同新聞8月分)		3,565	△ 204,806								3,565					0805	
27	資料購入費 (毎日新聞8月分)		3,093	△ 207,899								3,093					0806	
28	交通費 (地方議員研究会)		2,600	△ 210,499	2,600												0807	
28	調査研究費 (地方議員研究会)		30,000	△ 240,499	30,000												0808	
28	宿泊代 (地方議員研究会)		13,600	△ 254,099	13,600												0809	
			0	△ 254,099														
			0	△ 254,099														
			0	△ 254,099														
			0	△ 254,099														
			0	△ 254,099														
			0	△ 254,099														
			0	△ 254,099														
			0	△ 254,099														
	月 計	200,000	193,198	△ 254,099	120,980	0	8,467	0	0	0	0	9,751	54,000	0	0	0		

整理番号	0801
------	------

## 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄
-----------------

### 領収書

WEB 42c0c9d7c4-2DX1P-100235-0-1100  
表示日 2019年08月30日(金)

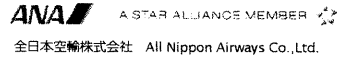
木田 昇 様

金額	¥74,780- (税込) クレジット支払い
但し	運賃および税金・料金等
航空券発行日	2019年08月09日(金)

航空券番号	1010252732505015	1010252732505026
照会番号	M88LK1	

上記、正に領収いたしました。

本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。



### 航空券明細

WEB 42c0c9d7c4-2DX1P-100235-0-1100  
表示日 2019年08月30日(金)

ご搭乗者名/照会番号  
キダノボル様 (M88LK1)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額(税込)	運賃適用基準日
2019年08月28日(水)	ANA794	大分・東京(羽田)	普通席	ビジネスきっぷ	¥37,390-	2019年08月09日(金)
2019年08月29日(木)	ANA3795	東京(羽田)・大分	普通席	ビジネスきっぷ	¥37,390-	2019年08月09日(金)

合計金額	¥74,780-
------	----------

事業名、用途及び内容等	<支出額> ¥74,780.-
-------------	-----------------

調査研究費・交通費 (地方議員研究会)	<支払先> 全日本空輸株式会社
------------------------	--------------------

あん分による充当の場合
-------------

あん分の率 ( )
あん分による政務活動費の充当額 ( ) 円

一部のみ打切り充当した場合
---------------

政務活動費充当額 ( ) 円
----------------

整理番号 0802

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

会員番号  
\*\*\*\*\_\*\*\*\*\*-31003

ご請求金額	[REDACTED]
決済日	2019年8月13日
決済金融機関	[REDACTED]
口座番号	[REDACTED]

870-0885  
大分県 大分市 南太平寺 24  
ラポール羽屋 402

上記金額にてご指定の  
金融機関口座より自動  
引き落としさせていただ  
きます。

木田 昇 様

7月12日 新聞代 他 3,093  
通信販売/購読料等

24 D01-08-13 [REDACTED]

事業名、用途及び内容等	
資料購入費・新聞購読料 (朝日新聞 7 月分)	<支出額> 3,093円
あん分による充当の場合	
あん分の率 ( )	
あん分による政務活動費の充当額 ( )	円)
一部のみ打切り充当した場合	
政務活動費充当額 ( )	円)

整理番号 0803

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

No. 000475

大分県議会議員 木田昇 様

2019 年 8 月 22 日

金額

¥ 8,640-

消費税額等 %

現金

小切手

手形 /

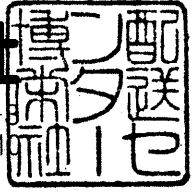
但し ホスティング料として

上記の金額正に領収いたしました

大分県のホスティングなら

有限 博 栄 社

〒870-0946 大分市大字曲927-8  
TEL 097-569-2107 FAX 097-567-4010  
http://www.hakueisha.jp



収 入  
印 紙

抜 者 印

事業名、用途及び内容等 <支出額> 78,640円

広聴広報費・広報紙配布料 (1000枚)  
※ たけのこ21号分 <支払先> 有限会社 博栄社

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 98% )  
あん分による政務活動費の充当額 ( 78,467. 円)

一部のみ打切り充当した場合

政 務 活 動 費 充 当 額 ( 円)

# 領収書等の添付様式

整理番号	0804		
領収書その他の証拠書類の添付欄			
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px;">1619-08-23</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px; margin-left: 10px;">200</div> <div style="margin-left: 20px;">*108,000</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px; margin-left: 5px;">シムジョウチンリウキ</div>			
事業名、使途及び内容等	<支出額> 賃借料 108,000円		
事務所費・事務所賃借料 ( 8 月分)	<支払先> <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>		
あん分による充当の場合	あん分の率 ( 1 / 2 ) あん分による政務活動費の充当額 ( 54,000 円)		
一部のみ打切り充当した場合	政務活動費充当額 ( 円)		

整理番号

0805

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

01-08-27 100

\*3,565 オイコウトウシツ

事業名、用途及び内容等

資料購入費・新聞購読料  
(大分合同新聞 8 月分)

<支出額>

3, 5 6 5 円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号 0806

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

01-08-27 100 \*3,093 マイシティファンムカ

事業名、使途及び内容等

資料購入費・新聞購読料 (毎日新聞 8月分) <支出額> 3,093円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )  
 あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)



整理番号 0807

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書

ご利用有難う御座いました。

19. - 8. 28 08:03  
2号機

木田昇 様

2600 円  
バス乗車券代として

大分交通株式会社 空港案内所

国東市安岐町下原13番地  
(大分空港内)

TEL (0978) 67-1198

事業名、使途及び内容等	<支出額> ¥2,600,-
調査研究費・交通費 (空港バス往復) (地方議員研究会)	<支払先> 大分交通株式会社
あん分による充当の場合	
あん分の率 ( )	
あん分による政務活動費の充当額 ( )	円)
一部のみ打切り充当した場合	
政務活動費充当額 ( )	円)

整理番号 0808

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

大分県議会議員 様 2019年8月28日  
木田昇

★ ￥30,000

但 8/28 14:00～「スマートシティによる新しい街づくりの事例」  
8/29 10:00～「人口減少社会における発達の転換」  
研修会受講代として

上記正に領収いたしました

一般社団法人地方議員研究会  
〒532-0004  
大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639  
TEL 06 (7878) 6297

事業名、用途及び内容等

調査研究費・受講代 (地方議員研究会) <支出額> ￥30,000.-  
<支払先> 一般社団法人 地方議員研究会

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )  
あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 政務活動費（**県外**・海外）調査研究報告書

会派名 県民クラブ

日 程	令和元年8月28日（水） 14時00分～16時30分
場 所	東京都新宿区早稲田鶴巻516-1 早稲田大学 早稲田キャンパス26号館
相手方	地方議員研究会
参加議員氏名	木田 昇
目的・内容・成果等	<p>（目的）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方議員研究会の主催による地域公共交通政策に関わる講義の聴講</li> </ul> <p>講座名 「スマートシティによる新しい街づくりの事例」 講 師 井原 雄人 氏（早稲田大学スマート社会技術融合研究機構）</p> <p>（内容）</p> <p>&lt;地方都市の現状とコンパクトシティ&gt; 地方都市の人口動態を調査すると、県庁所在地のような都市より小規模都市の方が圧倒的に人口減少のスピードが速い。また、単に人口減少数だけをみるのではなく、D I D (Densely Inhabited District) も見ておく必要がある。D I Dは、市町村の区域内で人口密度が4,000人/キロ平米以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区であり、人口密度の分布を判断できるもの。（地方では、D I D面積は拡大しているが、D I D内の人口密度は低下している） コンパクトシティが生み出す成果としては、「持続可能な都市経営（財政、経済）」が第一で、その前提があつて「医療・福祉・子育て」や「環境、防災」に政策投資ができるようになる。</p> <p>&lt;自治体運営のためのオープンデータ活用&gt; 「官民データ活用推進基本法」は、官民の協働による公共サービスの提供や改善、データ活用により得られた情報を根拠として政策や施策の企画及び立案（E B P M）を推進することを目指している。 オープンデータに取り組む自治体数は増加しているが、取組内容や都道府県内の自治体数をみるとかなり濃淡がある。オープンデータの推奨データセットは増加しており、様々な自治体の取組事例を参考にしてもらいたい。</p> <p>&lt;オープンデータ化による海外のスマートシティの先進事例&gt; スマートシティの事業主体による分類（国・自治体、民間）や、行政・エネルギー・交通・人の分野で静的または動的オープンデータを取り扱うのか、また各国のスマートシティの分類（データの範囲、サービスの範囲）について説明がされた。 コペンハーゲンでは、街灯にW i - F i等を設置して、人や車、バイクなどの移動データを分析し、信号機等の最適化やC O 2の削減（移動時間の短縮化）を実現している。 ブリストルでは、駐車場・C C T V・スマートグリッド等の設備から回収したデータ、スマートフォン・家庭内のメーター等の市民の所有物から回収したデータを一つのプラットフォームで管理し、必要なユーザーに提供している。 スマートシティにおいて顕在化する課題としては、国際間のデータ活用の制約、基本事業者（電力、通信等）のデータ囲い込みによる有償化や日本特有の個人情報保護に対する倫理観などが挙げられる。</p> <p>（成果） これは自らの勉強不足（勘違い）を明らかにすることになるが、「コンパクトシティ」の概念には、元々「ネットワークコミュニティー」の考え方が含まれていることを本講座を聴講して初めて知ることができた。</p>

不便な過疎地域から利便性の高い地域へ半ば強制的に居住地を移動してもらうこと（集落の集約化）が「コンパクトシティ」の考え方だと、私と同じように勘違いしている人は実際のところ多いようである。

「コンパクトシティ」は、集落機能が低下した地域を公共交通でネットワーク化していくことが本来であり、ある意味「立地適正化計画」も同じように誤解されているのが現状のようである。大分県議会でも「ネットワークコミュニティ」と「コンパクトシティ」のどちらを選択すべきかの議論がなされてきたが、解釈を取り違えないよう注意を払わなければならない。

広瀬知事がたびたび発言しているように「住み慣れた地域に住み続けられる」ことを実現していくのが「ネットワークコミュニティ」であり、これこそが「コンパクトシティ」の本来の考え方であった。（この誤解を解くことができたのは大きな収穫となった）

そして、人口減少化のなかで小規模集落や過疎地域での暮らしの利便性を確保するには、ネットワーク化すると同時に「スマートシティ」の考え方を取り入れなければならない。

「スマートシティ」を取り入れていくには、ICTやオープンデータを有効に活用していく必要がある。EU諸国では、これらの技術が先進的に取り入れられているようで、この面では日本はやや遅れていると感じた。なお、大分県内ではオープンデータに取り組む自治体が少なく（1自治体のみ）、県が主導して積極的活用を促さなければならない。

また、当然のことであるが、ICTを駆使していくだけで地域コミュニティの良し悪しが評価されるべきでなく、人と人とのコミュニケーションがあるかどうか最も大切であるべきと考える。

「スマートシティ」による新しい街づくりに取り組むにおいて様々な先端技術の活用を試みると思うが、飽くまでもICTは手段であって、どういった街づくりをしたいのかを考えることがまず第一である。

本県も人口減少が急速に進み、いわゆる「限界集落」とされる地域が増加することが見通されている。世界各国で「スマートシティ」の取組が進むなか、様々な事例を参考にしながら、本県での政策展開の検討を進めるにおいて有意義な調査活動となった。

政務活動費（**県外**・海外）調査研究報告書

会派名 県民クラブ

日 程	令和元年8月29日（木） 10時00分～12時30分
場 所	東京都新宿区早稲田鶴巻516-1 早稲田大学 早稲田キャンパス26号館
相手方	地方議員研究会
参加議員氏名	木田 昇
目的・内容・成果等	<p>（目的）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方議員研究会の主催による地域公共交通政策に関わる講義の聴講</li> </ul> <p>講座名 「人口減少社会における里山資本主義的 発想の転換」 講 師 吉田 雄人 氏（早稲田大学環境総合研究センター）</p>
	<p>（内容）</p> <p>&lt;人口減少による経済的危機の予感&gt; 平成25年に横須賀市は転出超過数が日本一となり、強い危機感から人口減少に歯止めをかける挑戦をしてきた。問題意識の一つとして「横須賀の街の良さが伝わっていないのでは」と感じていた。 出生数を大幅に伸ばすのは困難だが、社会増減は努力すれば人口減少には歯止めをかけることができる。横須賀市の人口動態の特徴として、近隣市に比べて20～40歳代の転入が極端に少ない。若者向けに街の良さを伝えるには、対外的な発信・ブランディングが必要。 問題意識の二つ目としては、減少した人口の消費分を来訪者で補えないかということ。横須賀市では、相次ぐ工場の閉鎖等で経済活動の低下が続いており、観光消費で経済活動の量を確保することが必要であった。 問題意識の三つ目としては、「ハコモノ」に頼らない町おこしはできないかということであった。かつて芸術劇場や美術館の建設等に横須賀市も明け暮れていたが、「ないものねだり」すのではなく、「あるもの」を活用することが大事だと捉えてきた。</p> <p>&lt;里山資本主義と「発想の転換」&gt; 藻谷浩介さんの「里山資本主義」の出版により、世に知られることとなった。「里山資本主義」は、日本古来・自然由来のものに新たに交換可能な付加価値を与えて、地域内で循環させる仕組みのことである。 お金では買えない資産（自然や地域における人間関係など）を大切に、テクノロジーの活用やUターンやIターン人材による起業、女性の活躍、6次産業など、規模の大小にこだわらない経済活動をめざす。 「里山資本主義」の基本要素としては、「水、食料、燃料の自給」「物々交換」「恩送り（余ったら人にあげる）」が挙げられる。人口減少社会の中で、「うちの地方は何もない、マイナスばかり、課題だらけ」と嘆くのではなく、発想の転換で「価値がない（と思われていた）」コト・モノに、交換可能な価値を与えて取り組んでみては。</p> <p>&lt;横須賀における発想の転換&gt; 横須賀は「基地の街」のイメージを払拭しようとして取り組んできたが、悉く失敗した。これを発想の転換で、基地を積極的にアピールして「マイナス」を「プラス」にしようとした。</p> <p>&lt;観光推進における発想の転換&gt; そこで、「よこすか海軍カレー」「横須賀軍港めぐり」「ヨコスカネイビーバーガー」「米軍基地開放イベント」「ドル街横須賀」等に取り組み、大きな好評を得ることができた。</p>

これら通じて、横須賀市への観光入込客数は過去の水準を大幅に超え、経済効果も現れ、雇用にも良い影響を与えることができた。

<定住促進のための発想の転換>

米軍基地があることは、横須賀市の中にアメリカの街があるようなもの。よって、外国に行かなくても生の英語が体験可能となる。これを「生きた英語を学べるまち」として、定住促進につなげた。

<RESASの演習>

EBPM (Evidence-based Policy Making) の取組が広がりを見せる中、RESASの操作を通じたデータ収集（人口マップ、観光マップ）・データによる政策立案の裏付けを体験した。

(成果)

講師の吉田雄人氏は前の横須賀市長で、市政を担当した2期8年間のご自身の経験から、街づくりに対する「熱」を感じることができる良い講義であった。お話では、横須賀市も人口減少が急速に進んでいるとのことであった。

かつて43万人あった横須賀市の人口も40万人をきる状況で、吉田前市長は講義で説明があった「発想の転換」による様々な取組を通じて、減少に歯止めをかけることができた。

横須賀市は「人口減少の街」「基地の街」のイメージが先行して街づくりに苦慮していたところを「発想の転換」で、「マイナスをプラスに!」「ない物ねだりでなく、あるもの探し」との考え方に立って、吉田前市長は新たなイノベーションを引き起こした。

講師の思いには、「自分の自治体でできないのなら、ほかにもできる自治体はない」「そのくらいの覚悟が大事」があり、そこから「発想の転換」によるイノベーションが実現できたとのことである。

自らの街の「街づくり」をいずれかの街をモデルに発想しても、決して良いものができるものではなく、講師の述べる「ない物ねだりでなく、あるもの探し」の精神は真に大切なことであると感じた。

講義の中で紹介があった「ガバメントクラウドファンディング」（ふるさとチョイスがふるさと納税制度を活用して行うクラウドファンディング。自治体が抱える問題解決のため、ふるさと納税の寄附金の「使い道」をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方から寄附を募る仕組み）も興味深いものであった。

今後の予定では、2020年から企業版ふるさと納税の控除割合も拡大されることで、本県でもこの制度を取り入れることができないかとも考えた。

本県は人口減少問題をはじめ多くの地域課題を抱えているが、それらを解決していくための財政上の措置（財源確保）は難しくなっている。財政力が高くない本県が新たな財源をつくるのであれば、「ガバメントクラウドファンディング」は有効な政策につながると感じた。

地方創生の取組をはじめ5年目を迎える本県であるが、残念ながら人口減少に歯止めがかからずに苦慮しており、目新しい政策投資もはっきりと見て取れるものがなく感じる。今回の調査活動を通じて得たものは、講師の話にあったように「発想の転換」からの新たな政策提言が必要であるということで、今後の政策検討を進めるにおいて役立つ有用なものであった。

整理番号 0809

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



ホテルメトロポリタン エドモント  
Hotel Metropolitan Edmont Tokyo  
日本ホテル株式会社  
NIPPON HOTEL CO., LTD.  
〒102-8130 東京都千代田区飯田橋3-10-8  
3-10-8, Iidabashi, Chiyoda-ku,  
Tokyo 102-8130  
TEL 03-3237-1111 FAX 03-3234-4371

お部屋番号  
ROOM No. 1104

PAGE 1

お名前 MR. 木田 昇  
NAME MISS

様 人数 1  
PERSONS

会員No.  
MEMBER'S

ご到着 2019/08/28  
ARRIVAL

ご出発 2019/08/29  
DEPARTURE

支払  
コード CREDIT CARD

日付 DATE	部屋番号 ROOM	摘要 DESCRIPTION	料金 CHARGE	支払 CREDIT	残高 BALANCE
08/28	1104	パッケージプラン ホテル税	13,500 100		
			13,600		13,600

BILL-ISSUED

082905155971  
C 1 1 05 A AL

ご利用金額  
TOTAL AMOUNT 13,600  
(内消費税: 1,000)

ご請求金額  
BALANCE DUE 13,600  
内宿泊税: 100

発行日 担当者  
ISSUED 2019/08/29 08:46 CLERK 132

収入印紙

お勘定にはサービス料及び規定の税金が加算されております。  
個々の伝票に関しては、既にお渡し済みでございますので再発行はいたしません。  
記載いたしましたお客さまの個人情報は宿泊規約に基づくサービスの提供などに必要な範囲で使用いたします。日本ホテル株式会社プライバシーポリシーの詳細はホームページに記載しております。  
Taxes and service charge have been applied to the total amount.  
As individual checks have already been received by the customer(s) at each outlet, no copies will be available. The information required on this statement is established in accordance with the law of Japan. All guest information will be protected by the applicable Personally Identifiable Information (PII) law.

ご署名  
SIGNATURE



事業名、用途及び内容等  
調査研究費・宿泊料  
(地方議員研究会)

<支払額> ¥13,600.-  
<支払先>  
日本ホテル株式会社

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( ) 円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( ) 円





整理番号 0901

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

会員番号  
\*\*\*\*\_\*\*\*\*\*-31003

ご請求金額	[REDACTED]
決済日	2019年9月10日
決済金融機関	[REDACTED]
口座番号	[REDACTED]

870-0885  
大分県 大分市 南太平寺 24  
ラポール羽屋 402

上記金額にてご指定の  
金融機関口座より自動  
引き落としさせていただきます。

木田 昇 様

8月11日 新聞代他 3,093  
通信販売/購読料等

17 001-09-10

事業名、用途及び内容等

資料購入費・新聞購読料 (朝日新聞 8 月分) <支出額> 3,093円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号 0902

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

## けんしんご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。  
お取引の明細は下記のとおりでございます。

お取扱年月日	お取扱店	機番	通過番号
01-09-10	0052	7	0360
取引情報・銀行	お取引店	座番号	
お取引金額		お取引後残高	
¥792,730		*****	
手数料	¥432	時刻	13:11
振込依頼内容			
受取人 ユ)チユウオウインサツ 様			
依頼人 キタノボル 様			
TEL 097543-0354			

≪ 大分県信用組合

事業名、使途及び内容等	<支出額> 792,730 円
広聴広報費・広報紙・送付用封筒印刷代 ・発送作業費・広報紙発送費	手数料 432 円 793,162 円
あん分による充当の場合	<支払先> 有限会社 中央印刷
あん分の率 ( 98 / 100 )	
あん分による政務活動費の充当額 ( 777,298 円)	
一部のみ打切り充当した場合	
政務活動費充当額 ( 円)	

# 領収書等の添付様式

整理番号 0903

領収書その他の証拠書類の添付欄

2019-09-25 200 \*108,000円 借入

事業名、使途及び内容等	<支出額> 賃借料 108,000円
事務所費・事務所賃借料 ( 9 月分)	<支払先> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div>

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 1 / 2 )

あん分による政務活動費の充当額 ( 54,000円 )

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円 )

整理番号 0904

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

01-09-27 100 \*3,565 材料コウトウシツ

事業名、用途及び内容等

資料購入費・新聞購読料 (大分合同新聞 9 月分) <支出額> 3,565円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )  
 あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号 0905

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

01-09-27 100 \*3,093 マイシティバンク 払込

事業名、用途及び内容等

資料購入費・新聞購読料 (毎日新聞 9 月分) <支出額> 3,093円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )  
 あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)



# 領収書等の添付様式

整理番号	1001
------	------

領収書その他の証拠書類の添付欄

会員番号  
\*\*\*\*\_\*\*\*\*\*-31003

ご請求金額	■■■■■
決済日	2019年10月10日
決済金融機関	■■■■■
口座番号	■■■■■

870-0885  
大分県 大分市 南太平寺 24  
ラポール羽屋 402

上記金額にてご指定の  
金融機関口座より自動  
引き落としさせていた  
だきます。

木田 昇 様

9月13日 新聞代他 3,093  
通信販売/購読料等

4 D01-10-10



事業名、用途及び内容等

資料購入費・新聞購読料 (朝日新聞 9月分) <支出額> 3,093円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 領収書等の添付様式

整理番号 1002

領収書その他の証拠書類の添付欄

419-10-25 200 \*110,000 〆△ヨチソウキ

事業名、使途及び内容等	<支出額> 賃借料 110,000円
事務所費・事務所賃借料 ( 10 月分)	<支払先> <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 1 / 2 )

あん分による政務活動費の充当額 ( 55,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)



# 貸室賃借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX と賃借人 木田 昇 との間に、次のとおり貸室賃借契約を締結します。

第一条 (目的貸室の表示) 賃貸人はその所有する次に表示の貸室を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。

貸室の所在地 大分市羽屋3の2

鉄筋造 葺建三階

一階二室 (事務所)

第二条 (賃貸借期間) 賃貸借の期間は令和元年十月一日から令和四年四月二十九日までとします。

第三条 (賃料) 賃料は毎月金壹万〇〇〇〇円也とし、賃借人は毎月二十五日までに当月分を賃貸人の住所に持参して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の貸室料金との比較により不相当となったときは、賃貸人は、契約期間中であっても、賃料の増額を請求することができるものとします。

毎月金未滿の賃料は日割計算とします。

第四条 (敷金) 賃貸人は敷金として金壹万八〇〇〇円也を賃借人から申し受けるものとします。

第五条 (使用目的) 賃借人は貸室を事務所の目的で使用し、他の用途に使用してはなりません。

第六条 (転貸等の禁止) 賃借人は、賃借件を譲渡し、もしくは本件貸室を転貸し(同居、共同使用等事実上賃借権の譲渡、転貸と同様の結果となるすべての場合を含む)、または賃貸人の承諾なしに造作、改造、模様替え等をしてはなりません。

第七条 (当然消滅) 本件貸室が、火災その他の災害で大破または滅失した時は、本契約は、催告その他の手続をしないで、当然消滅するものとします。

第八条 (契約解除) 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することができるものとします。

- 一、二か月分以上賃料の支払いを怠ったとき。
- 二、賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
- 三、第六条の規定に違反したとき。
- 四、長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないと認められるとき。
- 五、その他本契約に違反したとき。

第九条 (賃借人の解除申入れ) 賃借人は賃貸人に対して毎月月の予告をもって本契約の解約を申し入れることができます。ただし、賃借人は予告に代え毎月月の賃料相当額を賃貸人に支払って即時に解約することができます。

第十条 (使用上の注意) 賃借人は、貸室内において危険、不潔、その他近隣の迷惑となるべき行為をしてはな

りません。

第十一条 (損害賠償等) 賃借人 (その家族を含む) の責に帰すべき事由によつて貸室を破損したときは、賃借人は、すみやかにこれを原状に回復し、または損害の賠償をするものとします。

第十二条 (電気の使用料等) 電気、ガス、水道等の使用料は、賃借人の負担とし、その実費を賃貸人の定められた方で賃貸人に支払うものとします。

第十三条 (延滞賃料等への充当等) 敷金には利息をつけないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠つたとき、または、第十一条の損害賠償金を支払わなかつたときは、賃貸人は敷金をもつてその弁済に充当することができるものとします。

第十四条 (敷金の返還) 賃貸人は賃貸借契約が終了し、賃借人から建物の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料または第十一条の損害賠償金額があるときはこれらを差し引いてその残額を返還するものとします。

第十五条 (移転料等の不請求) 賃借人は、本件貸室の明渡しに際し、賃貸人に対し、移転料その他これに類する金銭上の請求をしないものとします。

第十六条 (連帯保証) 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃貸人に対する賃借人の一切の債務について保証人、賃借人と連携して履行の責を負うものとします。

第十七条 (合意管轄) この契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所お第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

第十八条 (特約事項)

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書二通を作成し、各自署名押印のうえ、各巻通を所持します。

令和元年十月一日

賃貸人 現住所

氏名

賃借人 現住所 大分市南平町3-2-101 402

氏名

木田 昇

連帯保証人 現住所

氏名

整理番号	1003
------	------

## 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

01-10-28 100 \*3,565 材料コストウシフ

事業名、用途及び内容等

資料購入費・新聞購読料 (大分合同新聞 10 月分) <支出額> 3,565円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )  
 あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号	1004
------	------

## 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

01-10-28 100 \*3,093 マイシティバンク 札

事業名、用途及び内容等

資料購入費・新聞購読料 (毎日新聞 10 月分) <支出額> 3,093円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)



整理番号 1101

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

## キャッシュサービスご利用明細票

毎度ご利用いただきまして、ありがとうございます。  
ご利用の明細は、下記の通りでございます。どうぞお確かめ下さい。

取扱日	取扱店・機械番号	ご利用内容
01-11-07	0004011	お振込み
取引銀行	取引店	口座番号
[Redacted]		
お取引金額(枚)	お取引金額	
万円 五千円 千円	¥672,529	
五百円 百円 五十円	手数料 ¥165	
十円 五円 一円		
元 紙 残 高		
*****		
ご案内・お受取人		
[Redacted]		
ユ) チュウオウインサツ 様		
ご依頼人		
キタノ ノボル 様		
電話番号 097-543-0354		
取引時刻	12:08	振込日
振込通番	000065	
L 006744	地域をみつけ 未来をみつけ	
大分銀行		印紙税申告納付につき大分
		*****

事業名、用途及び内容等	<支出額>	672,529 円
	手数料	165 円
広聴広報費・広報紙・送付用封筒印刷代 ・発送作業費・広報紙発送費	<支払先>	672,694 円
		有限会社 中央印刷

あん分による充当の場合	
あん分の率 ( 98 / 100 )	
あん分による政務活動費の充当額 ( 659,240 円)	

一部のみ打切り充当した場合	
政務活動費充当額 ( 円)	



整理番号	1103
------	------

## 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

919-11-25 200 \*110,000

事業名、用途及び内容等	<支出額>	賃借料
事務所費・事務所賃借料 ( / / 月分)	<支払先>	110,000円
あん分による充当の場合		
あん分の率 ( 1 / 2 )		
あん分による政務活動費の充当額 (	55,000円)	
一部のみ打切り充当した場合		
政務活動費充当額 (		円)



# 領収書等の添付様式

整理番号 1104

領収書その他の証拠書類の添付欄

8 01-11-27 100 \*3,565 木材コックアウト

事業名、用途及び内容等

資料購入費・新聞購読料 (大分合同新聞 // 月分) <支出額> 3,565円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )  
 あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)





整理番号	1201
------	------

## 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

会員番号  
\*\*\*\*\_\*\*\*\*\*-31003

ご請求金額	■■■■■
決済日	2019年12月10日
決済金融機関	■■■■■
口座番号	■■■■■



870-0885  
大分県 大分市 南太平寺 24  
ラポール羽屋 402

上記金額にてご指定の  
金融機関口座より自動  
引き落としさせていただきます。

木田 昇 様

11月13日 新聞代 他  
通信販売/購読料等

3,093

10 D01-12-10



事業名、使途及び内容等

資料購入費・新聞購読料  
(朝日新聞 // 月分)

<支出額>

3,093円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号	1202	<h2>領収書等の添付様式</h2>	
領収書その他の証拠書類の添付欄		<p>1519-12-25   200   *110,000   借入</p>	
事業名、使途及び内容等		<支出額>	賃借料
事務所費・事務所賃借料 ( 12 月分)			110,000円
		<支払先>	XXXXXXXXXX
あん分による充当の場合			
あん分の率 ( 1 / 2 )			
あん分による政務活動費の充当額 (	55,000円)		
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費充当額 (	円)		



## 領収書等の添付様式

整理番号	1204
領収書その他の証拠書類の添付欄	
21 01-12-27 100 *3,093 マイニジシツァン ムカ	
事業名、使途及び内容等	
資料購入費・新聞購読料 （毎日新聞 12 月分）	<支出額> 3,093円
あん分による充当の場合	
あん分の率 （                      ） あん分による政務活動費の充当額 （                      円）	
一部のみ打切り充当した場合	
政務活動費充当額 （                      円）	





整理番号 0101

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

会員番号  
\*\*\*\*\_\*\*\*\*\*-31003

ご請求金額	
決済日	2020年1月10日
決済金融機関	
口座番号	

870-0885  
大分県 大分市 南太平寺 24  
ラポール羽屋 402

上記金額にてご指定の  
金融機関口座より自動  
引き落としさせていただきます。

木田 昇 様

12月13日 新聞代他  
通信販売/購読料等

3,093

D02-01-10

事業名、使途及び内容等

資料購入費・新聞購読料  
(朝日新聞 12 月分)

<支出額>

3,093円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合


政務活動費充当額 ( 円)

# 領収書等の添付様式

整理番号	0102
------	------

領収書その他の証拠書類の添付欄

20-01-24 | 200 | \*110,000 | カムジョブセンター |

<p>事業名、使途及び内容等</p>	<p>&lt;支出額&gt; 賃借料</p>
<p>事務所費・事務所賃借料 ( / 月分)</p>	<p>110,000円 &lt;支払先&gt; </p>
<p>あん分による充当の場合</p>	
<p>あん分の率 ( 1 / 2 ) あん分による政務活動費の充当額 ( 55,000円)</p>	
<p>一部のみ打切り充当した場合</p>	
<p>政務活動費充当額</p>	<p>( 円)</p>

# 貸室賃借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX と賃借人木田 昇 との間に、次のとおり貸室賃借契約を締結します。

第一条 (目的貸室の表示) 賃貸人はその所有する次に表示の貸室を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。

貸室の所在地 大分市羽屋3の2

鉄筋造 葺建三階

一階一室 (事務所)

第二条 (賃貸借期間) 賃貸借の期間は令和二年一月一日から令和四年四月二十九日までとします。

第三条 (賃料) 賃料は毎月金壹万〇〇〇〇円也とし、賃借人は毎月二十五日までに当月分を賃貸人の住所に持参して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の貸室料金との比較により不相当となったときは、賃貸人は、契約期間中であっても、賃料の増額を請求することができるものとします。

毎月月末の賃料は日割計算とします。

第四条 (敷金) 賃貸人は敷金として金壹万八〇〇〇円也を賃借人から申し受けるものとします。

第五条 (使用目的) 賃借人は貸室を事務所の目的で使用し、他の用途に使用してはなりません。

第六条 (転貸等の禁止) 賃借人は、賃借件を譲渡し、もしくは本件貸室を転貸し(同居、共同使用等事実上賃借権の譲渡、転貸と同様の結果となるすべての場合を含む)、または賃貸人の承諾なしに造作、改造、模様替え等をしてはなりません。

第七条 (当然消滅) 本件貸室が、火災その他の災害で大破または滅失した時は、本契約は、催告その他の手続をしないで、当然消滅するものとします。

第八条 (契約解除) 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することができるものとします。

一、 二か月分以上賃料の支払いを怠ったとき。

二、 賃料の支払いをしはしばし遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。

三、 第六条の規定に違反したとき。

四、 長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないと認められるとき。

五、 その他本契約に違反したとき。

第九条 (賃借人の解除申入れ) 賃借人は賃貸人に対して二か月の予告をもって本契約の解約を申し入れることができます。ただし、賃借人は予告に代え二か月の賃料相当額を賃貸人に支払って即時に解約することができます。

第十条 (使用上の注意) 賃借人は、貸室内において危険、不潔、その他近隣の迷惑となるべき行為をしてはな

りません。

第十一条 (損害賠償等) 賃借人 (その家族を含む) の責に帰すべき事由によつて貸室を破損したときは、賃借人は、すみやかにこれを原状に回復し、または損害の賠償をするものとします。

第十二条 (電気の使用料等) 電気、ガス、水道等の使用料は、賃借人の負担とし、その実費を賃貸人の定められた方法で賃貸人に支払うものとします。

第十三条 (延滞賃料等への充当等) 敷金には利息をつけないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠ったとき、または、第十一条の損害賠償金を支払わなかったときは、賃貸人は敷金をもつてその弁済に充当することができるものとします。

第十四条 (敷金の返還) 賃貸人は賃貸借契約が終了し、賃借人から建物の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料または第十一条の損害賠償金額があるときはこれらを差し引いてその残額を返還するものとします。

第十五条 (移転料等の不請求) 賃借人は、本件貸室の明渡しに際し、賃貸人に対し、移転料その他これに類する金銭上の請求をしないものとします。

第十六条 (連帯保証) 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃貸人に対する賃借人の一切の債務について保証人、賃借人と連携して履行の責を負うものとします。

第十七条 (合意管轄) この契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所お第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

第十八条 (特約事項)

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書二通を作成し、各自署名押印のうえ、各一通を所持します。

令和二年一月一日

賃貸人 現住所

氏名

賃借人 現住所

氏名

連帯保証人 現住所

氏名

大分県南宇都宮郡赤松町羽屋402  
木田 昇

整理番号	0103
------	------

## 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

02-01-27 | 200

\*3,565円

事業名、用途及び内容等

資料購入費・新聞購読料  
(大分合同新聞 / 月分)

<支出額>

3,565円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号	0104
------	------

## 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄	
02-01-27   200	*3,093円に相当する 4枚

事業名、用途及び内容等	
-------------	--

資料購入費・新聞購読料 (毎日新聞 / 月分)	<支出額> 3,093円
----------------------------	-----------------

あん分による充当の場合	
-------------	--

あん分の率 ( )	
あん分による政務活動費の充当額 ( )	(円)

一部のみ打切り充当した場合	
---------------	--

政務活動費充当額 ( )	(円)
--------------	-----



整理番号 0201

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

キャッシュサービスご利用明細票

毎度ご利用いただきまして、ありがとうございます。  
ご利用の明細は、下記の通りでございます。どうぞお確かめ下さい。

取引日	取引店・機番	ご利用内容
02-02-10	0057003	お振込み
取引種別	取引種	口座番号
お取寄せ種別(枚)		お取引金額
万円	五千円	千円
五百円	百円	五十円
千円	五百円	一円
		¥680,894
		手数料 ¥165
元 残 高		
*****		
ご案内・お受取人		
[Redacted]		
ユ) チュウオウインサツ 様		
ご依頼人		
キタノ ホル 様		
電話番号 097-543-0354		
取引時刻	13:21	届込日
届込通番	000119	
L 007203		
大分銀行		印紙税申告納 付につき大分 *****

事業名、使途及び内容等 <支出額> 680,894 円

広聴広報費・広報紙・送付用封筒印刷代  
 ・発送作業費・広報紙発送費

手数料 165 円  
 681,059 円  
 <支払先> 有限会社 中央印刷

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 85/100 )

あん分による政務活動費の充当額 ( 578,900 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)



整理番号 0202

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

02-02-27 200 \*3,565円 資料購入費

事業名、用途及び内容等

資料購入費・新聞購読料 (大分合同新聞 2 月分) <支出額> 3,565円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )  
 あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号	0203
------	------

## 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

02-02-27 200 \*3,093円(税込) 印刷機

事業名、使途及び内容等

資料購入費・新聞購読料  
(毎日新聞 2 月分)

<支出額>

3,093円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

